

スポーツフェスティバル IN TSUSHIMA 2023

問合 スポーツフェスティバル実行委員会事務局
(社会教育課スポーツ振興G内) ☎55-9428

日時 10月9日(月・祝) 午前9時15分(小雨決行)
オープニングセレモニー 午前8時50分 児童科学館前
場所 東公園一带
内容 スポーツ体験、レクリエーションコーナー、
 モーグル・柳本理乃選手(愛知ダイハツ)によるトークイベント等
その他 自動車の乗り合わせ、自転車、徒歩での来場にご協力ください。
主催 市・市教育委員会
主管 スポーツフェスティバル IN TSUSHIMA 2023 実行委員会



ポールウォーキング教室

問合 社会教育課スポーツ振興G ☎55-9428

ポールウォーキングで寺院を巡り歩きましょう。足腰への負担を軽減しながら歩くことができる運動です。年齢問わず子どもから高齢者の方まで気軽に楽しめます。

日時 11月3日(金・祝) 午前10時～11時30分
コース 天王川公園を発着点とし、周辺の寺院を巡り、妙延寺で写経を体験します。
指導者 市スポーツ推進委員 **参加費** 無料
定員 25人(先着) **申込** 10月5日(木)～25日(水)に電話または直接問い合わせ先へ。



第48回津島天王川マラソン大会

日時 12月3日(日) 午前8時45分 ※雨天予備日 12月10日(日)
場所 天王川公園
対象 市内在住、在勤、在学の方および市スポーツ協会会員(中学生以下は、保護者の承認が必要)
 ※一般の部は、海部地区在住、在勤、在学の方も可
 ※参加人数が少ないグループは、同じ部門の他グループと同時にスタートする場合があります。
参加費 小・中学生、親子300円 一般(高校生以上)500円
申込 所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、参加費を添えて10月1日(日)～20日(金)に市スポーツ協会事務局(生涯学習センター2階。水～日曜日の午前9時30分～午後3時30分)、または社会教育課へ。

その他

- ・天候による開催の有無は、当日午前7時30分に決定します。
- ・開会式は野外ステージ前で行います。
- ・棄権、不参加の場合でも、参加費は返金しません。
- ・親子の部以外の各部門で、男女別に上位3人を表彰します。
- ・3年連続で出場した方には、大会記念メダルを贈呈します。
- ・出場者全員に参加賞をお渡しします。

主催 市スポーツ協会

共催 市教育委員会

協賛 株式会社宇佐美鋳油

問合 市スポーツ協会事務局

☎58-5667

社会教育課スポーツ振興G

☎55-9428



部門	対象	備考
親子の部	小学2年生以下の児童とその保護者	丸池0.8周 (約600m)
600mコース	小学3・4年生	
1.4kmコース	小学5・6年生 中学生	丸池1.8周
2.0kmコース	中学生・一般	丸池0.8周+遊歩道を含む外周1周
3.4kmコース	一般	丸池0.8周+遊歩道を含む外周2周

おはなしぐるぐる 問合 市立図書館 ☎25-2145

10月27日から11月9日の「読書週間」にちなみ、図書館ではイベントを行います。
図書館で楽しいひとときを過ごしませんか(いずれも申込不要)。

おはなし会

日時・内容 表のとおり

定員 各回15~20人程度

(先着順、参加状況により異なる)

日時	内容
10月15日(日) 午後2時	ストーリーテリングのおはなし会 (対象:5歳くらい~)
10月21日(土) 午後2時	英語のおはなし会
10月28日(土) 午後2時	図書館のおはなし会
10月29日(日) 午後2時	秋のおたのしみおはなし会
11月2日(木) 午前10時30分	乳幼児のためのおはなし会 「おはなしにここに」
11月4日(土) 午後2時	まるんmamaのおはなし会

図書館なぞ解きイベント〈ひゃっか王からの挑戦状〉

すべてのなぞが解けたら、答えのとおりに行動しよう。クリア特典がもらえます。また、解答提出が早かった方は、ひゃっか王スペシャルグッズももらえます(先着)。詳しくは、館内ポスターをご覧ください。

※百科事典『ポプラディア』を使ったなぞ解きイベントです。ひとりでの参加は小学校中学年くらい~、小さな子どもさんはおにいさん・おねえさん・大人の人とご参加ください。

「ぐりとぐら」のクイズラリー

児童室内に掲示されている「ぐりとぐら」に関するクイズにチャレンジ!

その場で答え合わせをして、全問正解した解答用紙をカウンターまでお持ちいただくと、ささやかなおまけがもらえます。

期間 10月16日(月)~11月12日(日)

第38回津島市芸能交流会 問合 社会教育課生涯学習・文化振興G ☎55-9421

日時 10月22日(日) 開場 午前9時30分
開演 午前10時

内容 吟剣詩舞、邦楽、民謡、舞踊など芸能の発表

入場料 無料

場所 文化会館大ホール

主催 市、市教育委員会、市文化協会

第67回津島市文化祭美術展・郷土の芸術家展・協賛行事

問合 社会教育課生涯学習・文化振興G ☎55-9421

市民の皆さんから出品された日本画や洋画などの作品を展示します。郷土の芸術家展では、真野 広氏の洋画、まつたしるる氏の書作品を展示します。

日時 10月27日(金)~29日(日)
午前10時~午後5時

場所 **美術展** 文化会館大ホール

郷土の芸術家展 文化会館小ホール

※最終日は午後3時まで

協賛行事 表のとおり



行事	日時	会場	主催	問合
金魚展 (金魚品評大会)	10月22日(日) 午前10時~午後2時	児童科学館 正面玄関前広場	津島愛錦 クラブ	石丸 ☎090-3256-0207
茶華道展	10月22日(日) 午前10時~午後3時	文化会館 小ホール	津島市茶華道 文化連盟	(事務局)水谷 ☎28-4831
謡曲の会	10月29日(日) 午前9時~午後3時	文化会館 和室1・2	津島謡曲 同好会	横井 ☎28-2681
万年青(おもと) 名品展	10月29日(日) 午前10時30分~午後3時	文化会館2階 視聴覚室1・2	津島おもと 同好会	(事務局)大谷 ☎090-7601-4959
俳句の会	10月29日(日) 午後1時~4時	文化会館1階 研修室	津島句会	(事務局)桜木 ☎26-9218
第47回 つしま生きがいクラブ 「趣味の作品展」	10月27日(金)~29日(日) 午前10時~午後5時 (最終日は午後3時まで)	文化会館 大ホールホワイエ	津島市 老人クラブ 連合会	(事務局)鶴見 ☎28-5311

津島市行財政改革推進計画令和4年度実績報告

津島市では、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、平成28年度から令和7年度までの「津島市行財政改革推進大綱」を策定し、その実施計画として令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とした「津島市行財政改革推進計画(第2次)」を策定し、行財政改革の推進に努めています。

令和3年度から4年度までの実績は次のとおりです。

基本目標1 持続可能な財政運営の推進

(単位:千円)

No.	取組事業名	主な取組内容	R3~4年度 目標額	R3~4年度 効果額(実績)	達成率
1	歳入の確保	・ふるさと応援寄附金返礼品・ 企業版ふるさと納税等事業 ・市有財産の有効活用 ・収納率の向上(一般会計) ・企業誘致の推進	930,665	1,602,587	172.2%
2	公共施設の適正配置	・公共施設のあり方の見直し	59,486	59,486	100.0%
3	企業・特別会計事業の 健全化の促進	・収納率の向上(国民健康保険税) ・下水道接続率の向上	982,559	933,734	95.0%
合計			1,972,710	2,595,807	131.6%

基本目標2 効率的・効果的な行政運営の推進

(単位:千円)

No.	取組事業名	主な取組内容	R3~4年度 目標額	R3~4年度 効果額(実績)	達成率
1	効率的な行政経営の推進	・市単独補助金の見直し	118,634	128,367	108.2%
2	協働・連携事業の推進	・他市町村との広域連携の推進 ・学校・企業等との連携	800	1,100	137.5%
3	デジタル化の推進による 新しいサービスの提供	・AI総合案内サービスの活用 ・ICT教育の推進(市内12小中学校)	—	—	—
合計			119,434	129,467	108.4%

基本目標3 適正な人事管理の推進および良好な職場環境の実現

(単位:千円)

No.	取組事業名	主な取組内容	R3~4年度 目標額	R3~4年度 効果額(実績)	達成率
1	適正な事務運営人事管理	・計画的かつ適正な定員管理の実施 ・給与等の適正化の推進 ・通勤手当の見直し	22,848	24,673	108.0%
2	人材育成の推進	・人材育成環境の整備 (人材育成基本方針の策定・推進)	—	—	—
3	良好な職場環境	・福利厚生の適正化 ・時間外労働時間の削減	143,633	129,661	90.3%
合計			166,481	154,334	92.7%

行財政改革の取組み(効果額)

令和4年度は、目標額1,180,804千円に対し、効果額1,757,454千円となり、平成28年度から令和4年度までの7カ年では、6,185,591千円の効果額となりました。

(単位:千円)

年度	目標額	効果額	達成率
令和4年度	1,180,804	1,757,454	148.8%
令和3年度	1,077,821	1,122,154	104.1%
平成28年度~ 令和2年度の計	2,493,673	3,305,983	132.6%
7カ年計	4,752,298	6,185,591	130.2%

今後に向けて

県下トップクラスの子育て支援や、将来に向けたまちづくり戦略などを推進しつつ、持続可能な行財政運営を目指します。

目標を達成できていない項目や実施されていない項目については、成果が得られるよう進捗を図り、目標を達成できている項目についても、更なる成果が得られるよう着実かつ積極的に実行していきます。

問合せ 財政課財政G ☎55-9616

財政健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政の早期健全化、再生を促すため、各地方公共団体は、毎年、健全化判断比率および資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられています。

令和4年度決算に基づき算定された津島市の健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおりです。前年度に引き続きすべて基準を大きく下回っており、財政状況は健全な状態にあると言えます。

これからも行財政改革を徹底して行い、財政の健全化に努めてまいります。

問合 財政課財政G ☎55-9616

健全化判断比率

(単位:%)

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度	比率	— (△10.93)	— (△36.71)	4.3	— (△0.3)
	早期健全化基準	12.87	17.87	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
令和3年度	比率	— (△7.16)	— (△32.44)	4.0	2.0

※実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率がないため「—(該当なし)」で表示し、参考に黒字、将来負担額の比率を(△)で示す。

資金不足比率(経営健全化基準 20.0%)

(単位:%)

	市民病院事業会計	下水道事業会計	上水道事業会計
令和4年度	— (△21.4)	— (△127.8)	— (△107.6)
令和3年度	— (△19.1)	— (△134.8)	— (△112.3)

※資金不足比率がない会計は「—(該当なし)」で表示し、参考に資金剰余の比率を(△)で示す。

用語の説明

用語	説明
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの(普通会計の赤字の割合)
連結実質赤字比率	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示したもの(全ての会計の赤字の割合)
実質公債費比率	借入金の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもの(年間の収入に対して借入金の返済のために支払う額の割合)
将来負担比率	地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの(年間の収入に対して将来支払っていく可能性のある負担額の割合)
資金不足比率	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの(年間の収入に対して不足している資金の割合)

固定資産税のお知らせ

問合 税務課固定資産税G ☎55-9264

固定資産税(家屋)の減額措置

住宅耐震改修をしたとき

対象家屋 昭和57年1月1日以前に建築され、令和5年1月1日～12月31日に工事費が50万円を超える耐震改修を行ったもの

減額される額 令和6年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が2分の1減額

※ただし、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和6年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額、通行障害既存耐震不適格建築物にあたる家屋は、令和6年度分が3分の2、令和7年度分が2分の1減額(減額範囲は全て120㎡分まで)

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

高齢者等居住改修(バリアフリー改修)をしたとき

対象家屋 新築から10年以上経過し、65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または障がいのある方のいずれかの方が居住されている住宅のうち、令和5年1月1日～12月31日に工事費(補助金等を除く自己負担分)が50万円を超えるバリアフリー改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事

廊下の拡幅、手すりの設置、階段の勾配緩和、床の段差解消、浴室の改良、引き戸への取り替え、トイレの改良、床の滑り止め化

減額される額 令和6年度分の当該家屋の固定資産税の税額(100㎡分まで)が3分の1減額

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

熱損失防止改修(省エネ改修)をしたとき

対象家屋 平成26年4月1日以前に建築され、令和5年1月1日～12月31日に、改修工事に要する費用(補助金等を除く自己負担分)が60万円を超える改修工事であることもしくは断熱改修に係る工事費が50万円

超、かつ、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円を超える改修工事であること

対象工事

- ①窓の断熱改修工事(窓の二重サッシ化等)
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

※ただし、①の工事、または①を含む改修工事であり、外気等と接する部分の工事に限ります。また、改修工事によりそれぞれの部分が現行の省エネ基準に新たに適合することになる工事です。

減額される額 令和6年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が3分の1減額

※ただし、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和6年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

※申請書は税務課にあります。各改修について、必要な添付書類等、詳しくは問い合わせ先へ。

※高齢者等居住改修(バリアフリー改修)、熱損失防止改修(省エネ改修)について、新築住宅特例や耐震改修特例の対象となっている年度は減額の適用を受けることができません。



お知らせください 家屋の取り壊しや新增築等

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取り壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合はご連絡ください。

※令和5年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

年金から市・県民税の特別徴収(天引き)が始まります

問合 税務課市民税G ☎55-9263

現在、市・県民税が年金から特別徴収されていない65歳以上の方で、10月までに年金から介護保険料が特別徴収される方は、10月から公的年金等に関する市・県民税の特別徴収が始まります。

対象となる方には、既にお送りした納税通知書で徴収税額を通知していますので、確認をお願いします。

対象となる公的年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金など ※遺族年金・障害年金は対象ではありません。

特別徴収(天引き)が中止となる場合

次に該当する方は、特別徴収が中止となり、普通徴収(ご自身で納付)へ変更となります。

- ・介護保険料が特別徴収されなくなった方
- ・年金の支給が停止した方(遺族年金等に変更となった方など)

介護保険料のご案内

問合 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

介護保険料特別徴収(年金天引)

10月から本算定による特別徴収が始まります。

8月に年間の保険料額が確定し、送付した納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書のとおり、10月・12月・2月の年金から天引きされます。

対象となる方

令和5年8月の介護保険料を特別徴収されている方

新たに対象となる方

令和5年4月1日現在で65歳以上であり、年額18万円以上の老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を受給されていて、8月までに特別徴収になっていない方



これから65歳の誕生日を迎える皆さんへ

介護保険の第1号被保険者の資格取得日は、65歳の誕生日の前日です。また、保険料の納付義務は資格を取得した日の属する月から発生するため、1日生まれの方は前月から納付義務が発生します。

40歳から64歳までの方は、第2号被保険者となり、介護保険料は加入している健康保険と一体で納められています。

特定健康診査・後期高齢者健康診査【集団健診】

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

糖尿病や高血圧などの生活習慣病は自覚症状がないまま進行し、放置すると心筋梗塞や脳卒中といった命の危険を伴う大きな病気を引き起こします。生活習慣病予防の第一歩として健康診査を受けましょう。

日時・場所

日程	場所
11月25日(土)	生涯学習センター
11月26日(日)	総合保健福祉センター
11月27日(月)	
11月29日(水)	児童科学館

※受付時間は午前9時15分～11時45分

対象 次のすべてに該当する方

- ①令和5年度に健康診査を受けていない方
- ②津島市国民健康保険または後期高齢者医療に加入中の方
- ③昭和59年3月31日以前生まれの方

健診内容 問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、診察、心電図、眼底検査

自己負担金 無料

定員 各日60人(先着)

申込 10月23日(月)～11月10日(金)に電話、市ホームページまたは二次元コードからお申し込みください。

※申込締切後も定員に空きがあれば、電話で受け付けます。

その他

- ・後日、日程調整のお電話をすることがあります。
- ・健康診査の約1週間前のご案内を送付します。受診方法など詳しくはそちらをご覧ください。

